

特定非営利活動法人はとぽっぽ 次世代育成行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1 令和7年度までに、常勤・非常勤を問わず有給休暇の消化率を100%消にする

<対策>

●令和5年10月～

有給休暇の消化について職員への周知

●令和6年4月～

直近の有給休暇の消化率を算定し、100%に届かない場合は達成のための方法を検討

目標2 仕事と家庭の両立を支援するための労働環境の整備

<対策>

●令和5年10月～

・職員に対するヒアリング

●令和6年2月～

・実施したヒアリングをもとに理事会で検討。

・環境整備および関連補助金の申請。

・法人内でのルール作り

●令和6年4月～

・職員への周知

・フィードバック

●令和7年3月～

・各施設の取り組み状況を調査。課題があれば次回計画に反映。

女性の職業生活における活躍に推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

特定非営利活動法人はとぽっぽ 行動計画

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1 職員が仕事と育児・介護を両立できる制度を周知する

<対策>

●令和5年10月～

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度をまとめた社内向け資料の作成

●令和6年1月～

作成した制度に関する資料を職員がいつでも閲覧できるように職員室・休憩スペースに配置。

●令和6年3月～

希望する職員を対象とした職員向け研修制度の設立。

目標2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する

<対策>

●令和5年10月～

相談窓口の設置について検討

●令和6年1月～

相談員の研修

●令和6年3月

相談窓口の設置について職員への周知